

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【公表番号】特表2012-527504(P2012-527504A)

【公表日】平成24年11月8日(2012.11.8)

【年通号数】公開・登録公報2012-046

【出願番号】特願2012-511237(P2012-511237)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 K	5/098	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
C 08 K	3/06	(2006.01)
C 08 K	5/18	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)
B 60 C	5/14	(2006.01)
C 08 K	3/36	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00	
C 08 K	5/098	
C 08 K	3/04	
C 08 K	3/06	
C 08 K	5/18	
B 60 C	1/00	A
B 60 C	1/00	B
B 60 C	5/14	A
B 60 C	1/00	Z
B 60 C	1/00	C
C 08 K	3/36	

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月10日(2013.5.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも、ジエンエラストマー、補強用充填剤、架橋系、0.2phrと10phrの間の酸化防止剤および0.2phrと10phrの間のアセチルアセトン酸のアルカリ金属塩またはアルカリ土類金属塩を含む、ゴム組成物。

【請求項2】

前記ジエンエラストマーが、ポリブタジエン、天然ゴム、合成ポリイソプレン、ブタジエンコポリマー、イソプレンコポリマーおよびこれらのエラストマーの混合物からなる群から選ばれる、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記補強用充填剤が、カーボンブラック、無機充填剤およびそのような充填剤の混合物からなる群から選ばれる、請求項1または2記載の組成物。

【請求項4】

前記補強用充填剤の量が、30phrと150phrの間の量である、請求項1～3のいずれか1項記載の組成物。

【請求項5】

前記架橋系が、イオウと促進剤をベースとする、請求項1～4のいずれか1項記載の組成物。

【請求項6】

前記アセチルアセトン酸塩の金属が、リチウム、ナトリウム、カリウム、カルシウム、マグネシウムおよびこれらの化合物の混合物からなる群から選ばれる、請求項1～5のいずれか1項記載の組成物。

【請求項7】

前記アセチルアセトン酸塩が、アセチルアセトン酸マグネシウムまたはアセチルアセトン酸カルシウムである、請求項6記載の組成物。

【請求項8】

アセチルアセトン酸塩の量が、0.3phrと6phrの間の量である、請求項1～7のいずれか1項記載の組成物。

【請求項9】

コバルト塩をさらに含む、請求項1～8のいずれか1項記載の組成物。

【請求項10】

前記コバルト塩が、アビエチン酸塩、アセチルアセトン酸塩、トール油酸塩、ナフテン酸塩、樹脂酸塩およびこれらの化合物の混合物からなる群から選ばれる、請求項9記載の組成物。

【請求項11】

前記酸化防止剤が、置換p-フェニレンジアミン、置換ジフェニルアミン、置換トリフェニルアミン、キノリン誘導体およびそのような化合物の混合物からなる群から選ばれる、請求項1～10のいずれか1項記載の組成物。

【請求項12】

請求項1～11のいずれか1項記載の組成物を含むタイヤ。